

千葉県動物愛護管理推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 「動物の愛護及び管理に関する法律」(昭和48年法律第105号)第39条に基づき、「動物愛護推進員」(以下「推進員」という。)の委嘱の推進及び推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議を行うとともに、動物の愛護及び管理に関する施策の推進を図るため、「千葉県動物愛護管理推進協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

なお、協議会は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置される附属機関の性質を有しない。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 推進員の委嘱の推進に関すること。
- (2) 推進員の活動に対する支援に関すること。
- (3) 千葉県動物愛護管理推進計画に関すること。
- (4) その他動物の愛護及び管理に関すること。

(委員)

第3条 協議会は、10名以内の委員をもって構成する。

- 2 委員は、動物の愛護を目的とする団体、獣医師団体及び関係業界団体の代表者並びに一般県民(動物の飼養者等)及び学識経験者の中から、県が依頼する。
- 3 委員の任期は依頼日の次々年度末までとし、再任を妨げない。
- 4 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、協議会の会議の進行に当たる。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代行する。

(招集)

第5条 協議会は、県が招集するものとする。

- 2 県は、必要に応じて関係者等に対し、協議会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 協議会には、作業部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は千葉県健康福祉部衛生指導課においてこれを処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、県が別に定める。

第9条 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成20年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。